

淡路市商工会
淡路市中小企業奨学金返済支援事業補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は若者にとって大きな経済的負担となっている奨学金の返済金を支援する中小企業に対し、返済支援金の一部を補助することで、市内事業者の人材確保と若年者の地元就職や定着を図ることを目的に、中小企業奨学金返済支援事業補助金交付要領を制定します。

(定 義)

第2条 この要領における「本社」とは次のとおりする。
法人の場合は、登記事項証明書（会社・法人）の「本店」欄に記載された所在地にある事業所であって本社機能を有する事業所とし、個人事業主の場合は、本店機能を有する事業所とする。

(補助対象者)

第3条 この要領における補助対象者は、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 淡路市内に事業所を有する中小企業者（小規模企業者含む）
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（みなし大企業は除く。また第2条5項に規定する小規模企業者含む）
- (3) 兵庫県の「中小企業奨学金返済支援制度事業」の補助金交付決定を受けた事業者
- (4) 市税等を滞納していない者
- (5) 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者を構成しない団体であること。
- (6) 淡路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を構成しない団体であること。

(補助対象経費および補助金の額)

第4条 兵庫県の「中小企業奨学金返済支援制度事業」に基づく4月から2月分の企業負担から補助金を控除した額に対して次に掲げる補助を行う。

- (1) 本社が市内に所在する対象企業に雇用され、県内事業所に勤務する従業員の場合は1人あたり上限6万円とする。
- (2) 本社が市内に所在しない対象企業に雇用された者で、市内の事業所に勤務する市内在住者（市内に住民票を有する者）の場合は1人あたり上限3万円とする。
ただし、いずれの場合も千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金の申し込み)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、受付期間中に補助金申請フォームに必要事項の入力と同意書兼誓約書、兵庫県の「中小企業奨学金返済支援制度事業」の交付決定通知書の写し並びに法人の場合は、登記事項証明書の写しを淡路市商工会の窓口提出しなければならない。受付期間については別途公表する。

- 2 商工会長は申込を先着順で受理する。
- 3 商工会長は前項の申込を受理したときはその内容を確認し、その結果について電磁的方法（電子メール等）により申込者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金請求)

第6条 第4条の規定による申込内容の確認結果通知を受けた申込者は、補助金を受けようとする事業が完了した日から起算して1か月以内または当該年度の3月23日のいずれか早い日までに必要事項の入力と関係書類※を電磁的方法（電子メール等）により商工会長に提出しなければならない。

※実績報告関係書類

(1) 奨学金支払額一覧表【excel形式】

(2) 支給額が分かる書類の写し【pdf形式】

※兵庫県雇用開発協会へ提出した実績報告書の控え

(3) 補助金交付請求書【word形式】

(4) 兵庫県の「中小企業奨学金返済支援制度事業」の補助金額確定通知書の写し

(補助金の支払)

第7条 商工会長は、前条の規定による実績報告及び補助金交付請求書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付が適当と認めたときは、交付額の確定を行い、速やかに、申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 商工会長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、もしくは交付した全部または一部について期日を定めて返還を命じることができる。また、補助金返還を命じられた申請者は、商工会長が定める期日まで返還しなければならない。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。

(2) この要領の規定または補助金交付決定の内容に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、商工会長が補助金の交付を不適當と認めるとき。

(その他)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、商工会長が別に定める

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。